

山口県報

平成26年
2月3日
(月曜日)

目 次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………



山口県告示第四十五号

平成二十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十六年二月三日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る)阿武郡阿武町	六一・七六	一八七・一九
橋本川	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る)山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る)	九五・〇〇	二三四・三九

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)
大津地区	長門市	四二〇・〇六	一六二・三六	豊浦地区	下関市	三六六・〇一	一七五・三八
厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六八三・四八	一三三・二九	榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る)	二八四・〇一	三四七・〇五
佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る) 防府市	六六七・四五	三五四・三一	徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日に限る) 新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る)	三七五・八〇	一六〇・五二
田布施川・島田川	光市 周南市(平成十五年四月二十日に限る) 熊毛郡熊毛町の区域に限る) 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町の区域に限る)	〇・九七	六六・八二	由宇川・柳井川	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る) 柳井市	一四・六六	一四九・五二
錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る)	四九三・〇八	一三三・九五	大島地区	大島郡周防大島町	六・九八	

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)			
阿武町	宇部市	〇・一二	九・〇二	萩市	防府市	三・九〇	〇・七二
長門市	下松市	三・二八	二・〇六	長門市	下松市	三・二八	二・〇六
下関市	周南市	〇・五〇	二・〇六	下関市	周南市	二・二・六四	〇・五〇
山口県	山口県	一三三・六九		山口県	山口県	一三三・六九	

平成二十六年二月三日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事